

社会福祉法人大阪市福島区社会福祉協議会軽自動車購入にかかる公募型一般競争入札
実施のお知らせについて

標題について、軽自動車購入事業所を次により募集しますのでお知らせします。

記

- 1 入札案件名 軽自動車購入にかかる公募型一般競争入札
- 2 入札契約方式 公募型一般競争入札
- 3 入札内容 別紙仕様書のとおり
- 4 履行期間 別紙仕様書のとおり
- 5 入札参加資格
 - (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 11 第 1 項において準用する同令第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
 - (2) 大阪市の入札参加資格者名簿に、登録していること。また、登録している者でも入札日現在、指名停止措置の対象でない者。
 - (3) 大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
 - (4) その他入札参加に不相当と認められる者でないこと。
- 6 入札参加申請等の手続き
 - (1) 入札参加申込
 - ①期 間 公示日～令和 6 年 8 月 2 0 日（火）
午前 9 時～午後 5 時 ※但し、最終日は正午まで
 - ②入札申込 ①御社指定の見積書に、見積金額（税込）を記入したもの
②車のカatalog
③価格表
上記 3 点を封筒に封印し、提出先まで期限内に申し込みください。
 - ③提出先 社会福祉法人大阪市福島区社会福祉協議会 入札担当
所在地 大阪市福島区海老江 6-2-22
郵送または持参にて申し込みください。
 - (2) 選定（結果）について
入札金額の一番安価な事業所で軽自動車を購入します。
選定の結果につきましては、選定後、速やかに入札事業所へ連絡いたします。

7 問い合わせ先 社会福祉法人大阪市福島区社会福祉協議会 担当 麻井

TEL 06-6454-6330

FAX 06-6454-6331

8 その他事項

- (1) 公募型一般競争入札に係る申請書類の作成及び提出に掛かる費用は、申請者の負担とする。
- (2) 落札までに、参加者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、参加資格を有しないものとした入札とみなし無効とする。
- (3) 落札後、契約締結までに、落札者が大阪市暴力団等排除要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (4) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市暴力団等排除要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。